

本山第三小学校いじめ防止基本方針

2025. 4. 7

神戸市立本山第三小学校

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」平成29年改訂）

まずは本校の課題を洗い出し、組織的かつ計画的に、「いじめを減らすこと」に向かって全職員で取り組む。その際、教職員がそれぞれの役割を果たし、発達段階を見渡して体系的に指導にあたるようにする。また、児童・家庭・地域を巻き込む形で、一丸となって子供の健全育成を図る学校をつくることを目指す。

2. いじめの基本知識

いじめの問題に取り組むためには「いじめ」にはどのような特質があるのかを知った上で、「未然防止」と「早期発見」に努力する必要がある。「いじめ」には様々な特性があるが以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情調査を行い、被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断しなければならない。
- ⑥ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑨ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ⑩ いじめは謝罪をもって解消とすることはできない。少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2要件を満たされていなければならない。

3. 未然防止

「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識を持ち、“いじめに向かわない”子供に育てることが大切になる。子供をいじめに向かわせる背景に、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることは少なくない。

“学級経営”や“集団作り”と重なる部分が多く“絆づくり”が大切になる。子供の様子を知り、認め合い助け合う仲間をつくり、命や人権に対する意識を育てる必要がある。また、「自尊感情」を高め、「自己有用感」の高揚や、「居場所作り」が重要になる。

そのために

- ・ 児童全員を対象に事前に働きかけ、未然防止の取り組みを行う。
- ・ すべての児童が安心・安全に、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをする。
- ・ 「分かる授業」づくりを進め、参加・活躍「できる授業」を工夫する。
- ・ 「授業中の規律」「子供同士の人間関係」などの情報を共有し、改善・解決する。
- ・ 教師の不適切な言動、差別的な態度が児童を傷つけたり、他の児童のいじめを助長したりすることを認識する。
- ・ かかわることの喜びや大切さに気づき、“自己有用感”を獲得できるようにする。
- ・ 取り組み内容を創意工夫して実行に移すことが重要である。
- ・ 大切な時期（4月や9月など）にどの学年、どの学級でも必ず指導する。
- ・ 「自分が大切にされている」からこそ、「他者を認めたり大切にしたり」できることを理解する。
- ・ 子供たち自身がいじめ問題を「自分たちの問題」とし、主体的に考えて行動できるようにする。
- ・ 毎月の職員会議や職員連絡の場で児童共通理解の時間を取り、すべての教員で子供をみていく姿勢を大切にする。

具体的な取り組み

(1) 子供や学級の様子を知る

- 教職員の気づき … 子供と同じ目線で共に笑い、泣き、怒る – 状況や精神状態を推し量る
- 実態把握 … 指導計画を立てるため、実態を正確に把握する

(2) 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり

「自尊感情」を感じられる「心の居場所」づくり

- 子供たちのまなざしと信頼 … 子供たちの良きモデルとなり、信頼されること
- 心の通い合う教職員の協力協働体制 … 校内組織の有効機能・子供と向き合う時間の確保
- 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事
… (子供一人ひとりの背景や特性をふまえて)違いを認め合う仲間づくり・教職員の温かい声掛け ⇒ 自己肯定感の高揚
- 子供たちの主体的な参加による活動
… 児童会活動・集会活動・異年齢交流 etc.

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

- 人権教育の充実 … 「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」
子供たちが人の痛みを思いやることができる
生命尊重の精神や人権感覚を育む
- 道徳教育の充実 … いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる
- 体験活動の充実 … 意識的に発達段階に応じた体験活動を体系的に展開する
- コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
… 他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につける
- 保護者や地域の方への働きかけ … 授業参観・学校だより・学年だより・HP など

4. 早期発見

「先生の気づき」が最も重要。子供の様子からの「気づき」だけでなく、保護者などの情報からも敏感に「気づく」事が大切である。「気づく」ためには、日ごろから教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努め、子供の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要。その上で、得た情報に関して情報の共有・連携した情報収集を進める必要がある。

そのために、

- ・ ①些細な変化に気づき、②気づいた情報を確実に共有し、③速やかに対応する。
- ・ 気になる変化など、5W1Hを職員がいつでも共有できる工夫（付箋、黒板など）をする。
- ・ 普段から子供の生活を把握する手立て（アンケートや面談 など）を取り入れる。
- ・ 教職員が普段から子供へのかかわり方や態度を見直す。
- ・ 暴力を伴う“いじめ”を発見した場合には、速やかに止めることを最優先する。

具体的な取り組み

(1) 教職員のいじめに気づく力を高める

○ 子供たちの立場に立つ

… 人権感覚を磨き、子供たちの言葉をきちんと受け止め、子供たちの立場に立ち、子供たちを守る。

○ 子供たちを共感的に理解する

… 共感的に子供たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

○ 教職員のスキルアップを図る

… スキル演習を通して、問題の発生を予防したり、子供の適応や自己成長を援助したりする考え方や手法を身に付ける。

○ 幼稚園、保育所、中学校との連携

… 子供の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、指導内容の共有に努める。

(2) 早期発見のための手立て

○ 日々の観察 … 「子供がいるところには、教職員がいる」ということを何よりも大切な取り組みとする。普段と「なんか違う」を見逃さない。

○ 観察の視点 … 教室でできた集団を見る視点が必要。集団として“健康”かどうかを見極める。

○ 教育相談 … 教職員が積極的に子供とかかわりをもつようにし、気軽に相談できる雰囲気をつくる。

○ いじめ実態調査アンケート … 毎学期のアンケートを行う。なお、アンケートについては「いじめの認識を深め、実情を記入しやすいもの」になるように協議を重ねる。また必要に応じてアンケート

ト

を行うようにする。アンケートに出てくるものは“氷山の一角”であり、アンケートに出てくるものはいじめが深刻化している可能性が考えられる。

5. 早期対応

いじめは“心のウィルス”。その子が悪いのではなく、“感染”するもの。また、いじめの中にいる子供たちの

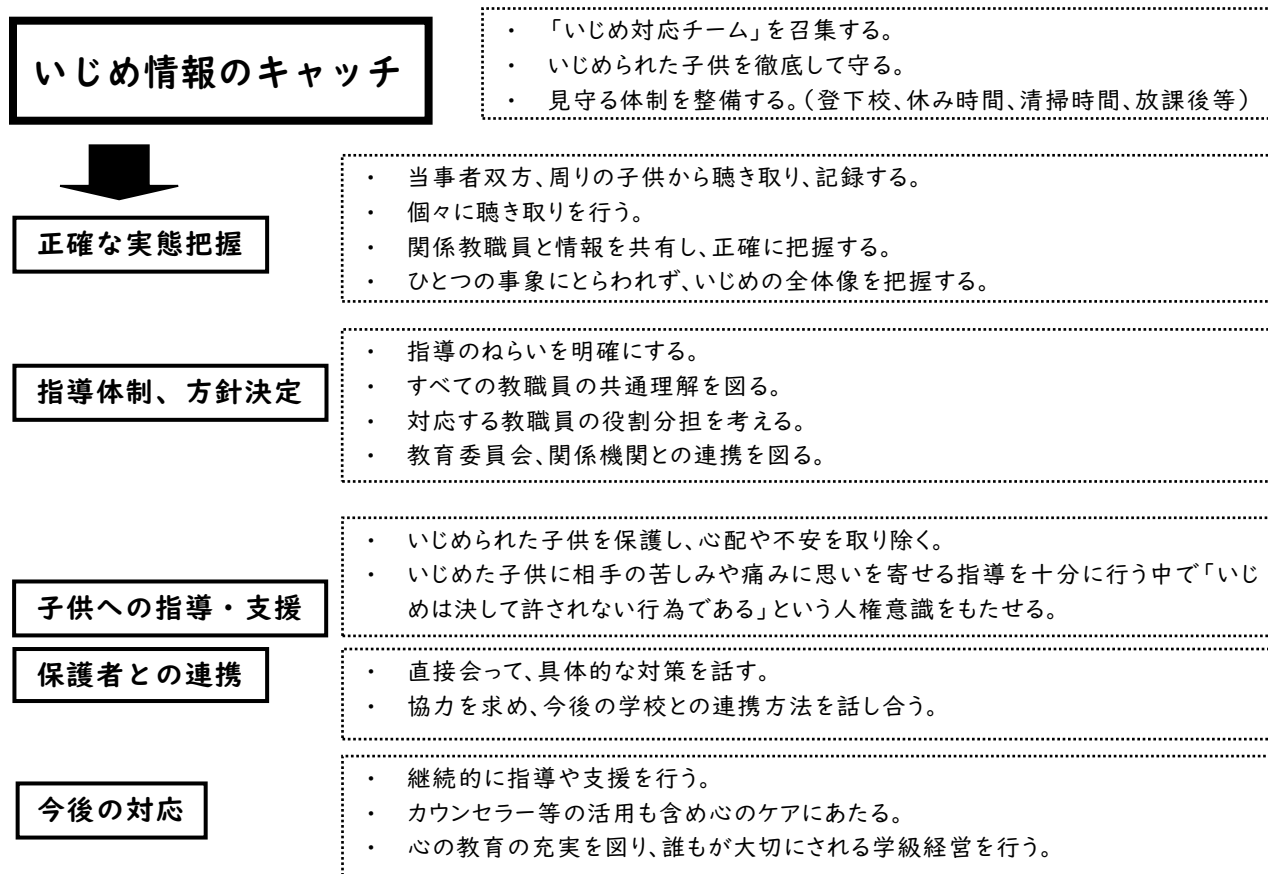
心理状態は“集団ヒステリー”の状態で、善悪が逆転している。「“被害者”にならないためには“加害者”にならないといけない。」という状況に陥っている可能性がある。

いじめが発見されたら第一に「被害者の保護」に努める。次に、組織として「いじめがあり、今からただちにその対応にあたる。」ことを宣言する必要がある。その上で対応をするが、いじめの対応は“大人の仕事”と受け止め、子供に解決を任せない。組織としていじめの存在を認め、「大人全員が解決に取り組む」姿勢を示す。

また、「いつ、誰に起こるかわからない」ため、普段からの保護者とのつながりが有効になる。かかわる大人全員が「誰もが『加害者』にも『被害者』にもなる」認識を持つことが必要になる。

- ・ 「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断
- ・ いじめが「重大な事態」と判断された場合、学校長からの指示に従って対応
- ・ いじめを見ていた児童に対しても「自分の問題」として捉えさせる

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

○ いじめられた子供・いじめを知らせた子供を守り通す

他の子供たちの目に触れないよう、場所、時間等に配慮する。

事実確認は双方別々の場所で行う。

場合によっては登下校、休み時間、清掃時間等においても教職員の目の届く体制を築く。

(3) いじめが起きた場合の対応

○ いじめられた子供に対して

子供に対して

共感することで安定を図る。

「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

必ず解決できる希望がもてることを伝える。

自尊感情を高める配慮をする。

保護者に対して

早期に面談し、事実関係を伝える。

指導方針を伝え、対応について協議する。

保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

継続して家庭と連携し、取り組むことを伝える。

家庭での様子に注意をしてもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

○ いじめた子供に対して

子供に対して

気持ちや状況を十分に聞き、背景にも目を向けて指導する。

孤立感・疎外感を与えないようにするなどの配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導で「人として許されないこと」「いじめられる側の気持ち」を認識させる。

保護者に対して

正確な事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、解決を図ろうとする思いを伝える。

事の重大さを伝え、家庭での指導を依頼する。

今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

○ 周りの子供たちに対して

学級及び学年、学校全体の問題として考え、「傍観者」から抑止する「仲裁者」への転換を促す。

「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。

はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。

いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

いじめに関するマスコミ報道などをもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

「第三者なし」の原則を広める。

○ 継続した指導

一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。

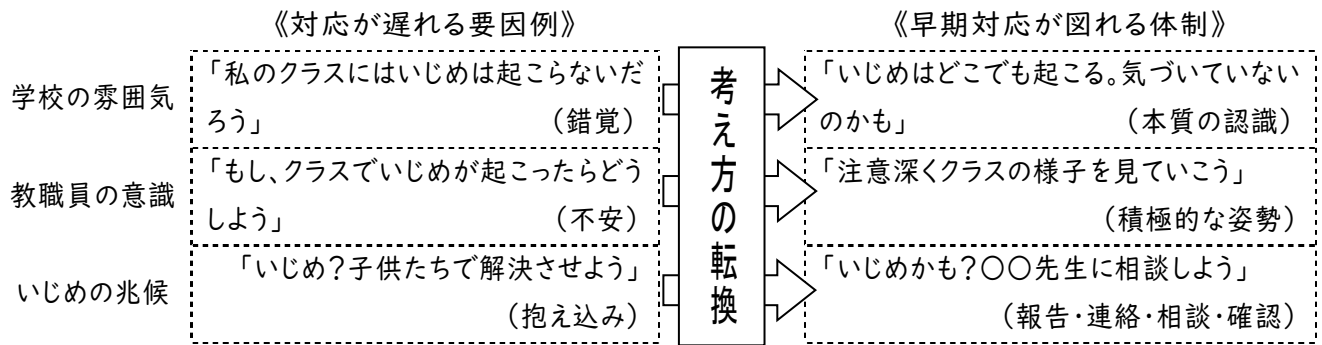
教育相談、日記などで積極的にかかわり、その後の状況把握に努める。

いじめられた子供に肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。

双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

(4) 迅速に対応するためには



6. いじめ対策の組織

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するために「予防的」「開発的」な取組をあらゆる教育活動において展開する。

本校において、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した「いじめ対応チーム」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、定期的に点検・評価を行い、子供の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

基本的には「校内いじめ対策委員会」を活用する。この基本組織に、態様などの状況に応じて①スクールカウンセラー②所轄警察署③少年サポートセンター④区役所こども家庭支援室⑤神戸市こども家庭センター⑥医療機関⑦地域（自治会・見守り隊・民生・児童委員など）を効果的に活用し「いじめ対応チーム」を組織する。

そのために、

- 直接的な事柄だけでなく、教職員の資質向上のための校内研修や取組の企画や実施、計画通りに進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、「学校基本方針」の見直し（PDCA サイクルで取り組む）についても担う。
- 取組内容の洗い出し（授業改善の取組、友だち関係、集団づくり、社会性育成などの取組、いじめに関する学習の取組、いじめをなくすための児童会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組、アンケートや面談などをリストアップ）

組織の役割

- 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- 教職員の共通理解と意識啓発
- 子供や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- 発見されたいじめ事案への対応
- 構成員の決定
- 重大事態への対応

- ・ 学校評価でのふりかえり

7.最後に

今回の改定では「家庭の役割と保護者の責務」について、『第一義的に責任を担う保護者が子供の規範意識を養い、もしも、いじめを受けた場合や行った場合は、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする』と記述されている。学校、保護者、地域が協力していじめ防止に取り組んでいきたい。